

## ANA 客室乗務員 T さんの労災申請とその後

宗光美千代 （NPO 法人 「航空の安全・いのちと人権を守る会」 理事長）

2019 年 1 月、ANA の客室乗務員だった T さんがロサンゼルス発ー羽田行の便で倒れ、搬送中に亡くなりました。

T さんは毎月のようにロサンゼルス 1 泊 4 日パターンがついていました。拘束 10 数時間の深夜・時差フライトの後、現地で 1 日の休みもなく、翌日また長時間・深夜・時差フライトで日本に帰国、その後わずか 2 日間の休日で疲労と時差が取れないまま、国内線や他の国際線に乗務していました。

不規則な勤務や宿泊がつづき、国内線では 10 時間を超えても休憩がほとんど取れない過酷な労働実態でした。さらに、会社からの理不尽な差別を 30 年ちかく受けつづけ、ストレスが重なった結果の痛ましい事例でした。

ご遺族は 2021 年 1 月に労災申請しましたが、2021 年 6 月に不支給決定となり、現在、審査請求を行っています。

この審査請求では、これまで 10 名を超える先輩や友人から陳述書を提出しました。この中の B 氏（元機長：国際線経験者）の陳述書を紹介します。（自己紹介は省き、文中の実名を T さんと変えています）

---

### 1 不支給の判断に対する意見

大田労働基準監督署の「不支給」の判断について意見を述べます。

まず、定期航空会社に客室乗務員として働いていた T さんの業務負担について、その責任の重さや、その業務に伴う高負担労働や疲労回復が十分とれなかった点について過小評価し、残業時間の少なさから「労災保険不支給」との判断をしたことについて承服できません。

この決定については「客室乗務員の業務や勤務実態の特殊性」「勤務時間帯の特殊性」を十分調査検討せず、その結果、業務による負荷について不正確な認識をもって行われたものと判断します。到底、納得出来るものではありません。本件の労災認定を求めるものです。

### 2 客室乗務員の仕事について

まず、定期航空の客室乗務員の仕事の大変さと責任の重さについて述べます。

一般的には客室乗務員の仕事は「機内での様々なサービス」と受け止められていますが、客室乗務員が航空機に乗務しなければならない最も大きな理由は「安全・保安業務」にあります。

航空機の安全に関する最終責任は機長にあります。航空機が運航中、機長が操縦業務から離れられない様な状況では、機内の安全は主に客室乗務員が担うこととなります。そのために、定期的に訓練や座学を行わなければなりません。その内容は、緊急脱出などの訓練、緊急時に必要な知識付与の条件など多岐にわたります。また緊急時の指揮命令権、航空機に乗り組ませなければならない客室乗務員の人数など、法律上求められる多くの規定のもとで働いています。

したがって、客室乗務員は、「安全・保安」が脅かされない様、食事・飲み物提供などの機内サービスをしている間でも航空機の状態、そして機内の旅客の状況を把握していなければなりません。特に離着陸に際しては緊急時に備え、旅客の安全状況を確実に把握する必要があります。気流が不安定な中での作業も強いられます。このような緊張が大きなストレスとなって毎フライトごとに客室乗務員にのしかかります。

このように、客室乗務員は、「命を守る仕事」をしながら、不規則な勤務形態の中で、大きな精神的肉体的ストレスを感じて日々の業務を行っていると言えます。

### 3 勤務状況について

私自身の国際線乗務経験から考えて、Tさんが倒れるに至った乗務スケジュールは「相当に過酷なもの」だったと言えます。

不規則な勤務状況でTさんは、その責任感の大きさから、与えられた任務を日々、誠実に遂行していたと思われます。

今回注目すべきことはTさんが、時差のため良い睡眠が得にくい国際線勤務を苦痛に感じていて、体調を崩す不安を訴え、国内線のための乗務を切望していたことです。生体リズムから外れた働き方では、個人差も大きく現れます。Tさんの場合は、国際線乗務に伴う睡眠の質はとても悪く、加えて国内線もほとんどが宿泊パターンであり、その辛さは厳しかったと推測されます。発病した状況から見て、発病の原因は明らかに業務との関係が有ると考えます。

### 4 まとめ

最後に強調したいことは、不規則な勤務と重い責任を負っている労働者は、単に、時間外労働が少ないから休める時間があつたはずだ、という形式的な論議では解決できない現実を背負って仕事をしているということです。また、業務から開放された時間がたとえば十数時間あつたとしても、その「時刻帯」が生理的に活動する時刻にある場合、普通の社会生活を営むために、家庭内では、十分休養が取れないことも多く、また遮光、遮音の不十分な環境では良質の睡眠がとれません。

こうした実態を踏まえて、科学的にも合理性のある判断を求めるものです。

以上